押印廃止に係る教育委員会規則の一部改正について

教育委員会事務局総務課

1 改正の概要

押印を求める手続の見直しを実施するため、次の栃木県教育委員会規則について所要の改正を行った。

- (1) 栃木県立学校施設使用に関する規則
- (2) 教育関係職員の服務の宣誓に関する規則
- (3) 博物館の登録に関する規則
- (4) 栃木県立学校の授業料等に関する規則
- (5) 栃木県教育委員会会議規則
- (6) 県立学校管理規則
- (7) 県立学校職員服務規程
- (8) 栃木県視聴覚教育用教具及び教材の取扱等に関する規則
- (9) 栃木県公立学校職員結核性疾患者等取扱規則
- (10) 栃木県文化財保護条例施行規則
- (11)栃木県教育職員免許状に関する規則
- (12) 栃木県埋蔵文化財センター管理規則
- (13) 栃木県教育委員会聴聞手続規則
- (14) 栃木県情報公開条例施行規則
- (15)栃木県個人情報保護条例施行規則
- (16) 栃木県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則
- (17)栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

2 改正の概要

デジタル県庁の実現に向けた取組の一つとして、県民や事業者の利便性の向上を図るため、行政手続における押印を原則廃止することに伴い、所要の規定の整備を行うものである。

3 施行期日

令和3年3月31日

4 参考(押印見直しの基準)

(1) 県民等からの申請等における押印

条例、規則、要綱等の規定に基づき、県民、民間事業者、市町等に押印を求める文書等については、印鑑証明を要する手続等を除き、原則として押印を廃止

- (2) 県教育委員会が施行する文書への公印の押印
 - 県教育委員会が施行する文書については、県教育委員会又は相手方の権利義務に関する文書等を除き、原則として公印の押印を廃止
- (3) 庁内手続(服務等)における押印

服務等に係る庁内手続については、押印の廃止により事務が非効率となる場合等を 除き、原則として押印を廃止

〇教育委員会 (規則

木県教育委員会規則第六号

令和三年三月三十一日 見かる手続の見直しの ための 関係規則の一部を改正する規則を次のように定め る。

栃木県教育委員会教育長 Ш 政 利

(栃木県立学校施設使用に関する規則等の一部改正) 押印を求める手続の見直しのための関係規則の一部を改正する規則

二 教育関係職員の服務の宣誓に関する規則(昭和二十六年栃木県教育委員会規則第九号)別記一 栃木県立学校施設使用に関する規則(昭和二十五年栃木県教育委員会規則第三号)別記様式1一条 次に掲げる規則の規定中「⊜」を削る。

様 式

|条 博物館の登録に関する規則(昭和二(博物館の登録に関する規則の一部改正)

第二条 る。 (昭和二十七年栃木県教育委員会規則第一号) 0) 一部を次 のように改正す

第三条 栃木県立学校の授業料等に関する規則(昭和二十八年栃木県教育委員(栃木県立学校の授業料等に関する規則の一部改正)別記第一号様式、別記第二号様式、別記第五号様式及び別記第六号様式中 を削る。

うに改正する。 (昭和二十八年栃木県教育委員会規則第二号) \mathcal{O} __ 部 を次の ょ

別記様式第一号中

「保護者等氏名 (本人署名の場合は押印省略可)

を 「保護者等氏名

に改める。

(栃 木県教育委員会会議規則の一部改正)

第四条 栃木県教育委員会会議規則 (昭和三十一 年栃木県教育委員会規則第四号) \mathcal{O} _ 部を次 のように改正す

0 表の 改正前 の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する

2 第四条 (出席)	
	改
	正
	後
3 第 四条 略 印しなければ、 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	
ならない	改
が出席したとき	正
たときは、	前
出席簿に押	

(県立学校管理規則の一部改正)

第五条 県立学校管理規則 (昭和三十二年栃木県教育委員会規則第二号) \mathcal{O} _ 部を次のように改正する。

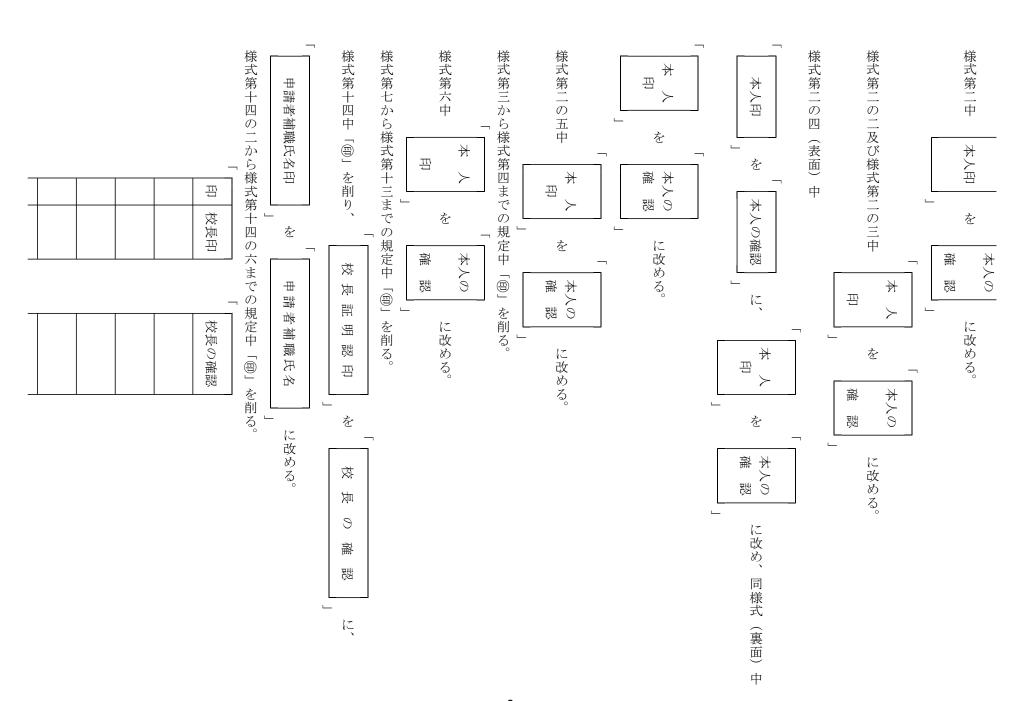
		様式四中							
	_	-	書戶						
S		-	にきるる	こ女かる。					

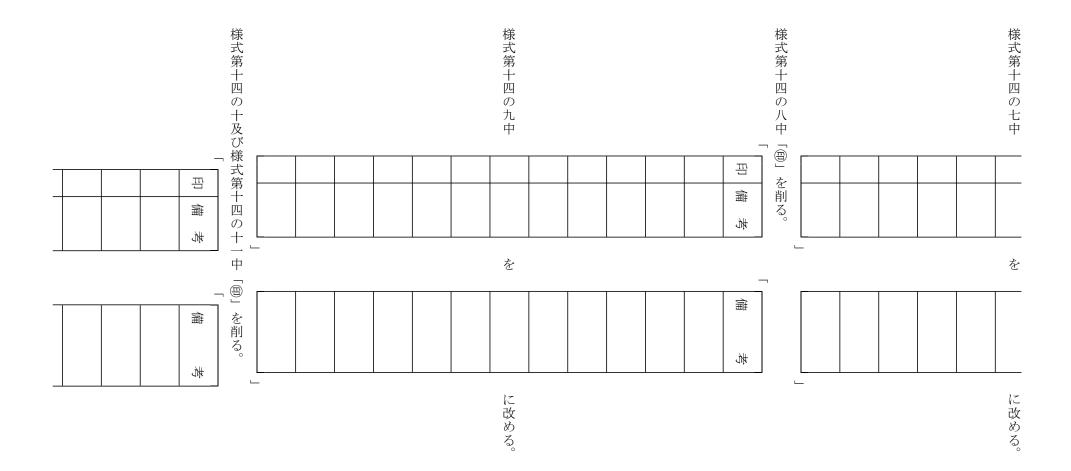
第六条 県立学校職員服務規程(昭和三(県立学校職員服務規程の一部改正) 県立学校職員服務規程 (昭和三十二年栃木県教育委員会規則第三号) \mathcal{O} 部を次の ように改正する。

Ī	式第一の二			式第一中			
	の二注を削る		毌	関	確		
	る 。	_		を			
_			Ç	쀐 F	新		
	L	_	に改める。				

様

様





様式第十四の十二中 を

に改める。

(栃木県視聴覚教育用教具及び教材の取扱等に関する規則の一部改正)様式第十四の十三から様式第十八までの規定中「⊜」を削る。 する!を削る。

第七条 栃木県視聴覚教育用教具及び教材の取扱等に関する規則(昭和三十四年栃木県教育委員会規則第四

号)

の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第三号中「臼」を削る。

(栃木県公立学校職員結核性疾患者等取扱規則の一部改正)

第八条 栃木県公立学校職員結核性疾患者等取扱規則 (昭和三十四年栃木県教育委員会規則第九号) の一部を

次のように改正する。

別記様式第一号中「国」を削る。

第九条 改正する。 九条 栃木県文化財保護条例施行規則(昭和三(栃木県文化財保護条例施行規則の一部改正) (昭和三十八年栃木県教育委員会規則第十六号) の一部を次の ように

様式第一号、様式第十一号から様式第十五号まで、 様式第十七号、 様式第十八号、 様式第二十一号及び

式第二十三号中「宍」を削る。

様式第二十四号中「国」を削る。

(栃木県教育職員免許状に関する規則の一部改正)

第十条 改正する。 栃木県教育職員免許状に関する規則 (平成元年栃木県教育委員会規則第十三号) 0) 一部を次のように

別記様式第一号中

一 本人氏名 別記様式第五号中 別記様式第二号中 別記様式第三号中 (ふりがな) (ふりがな) (本人署名の場合は押印省略可) (本人署名の場合は押印省略可) K (本人署名の場合は押印省略可) Ξ を を を を \mathbb{H} 「本人氏名 (本人が署名する (本人が署名す (ふりがな) (ふりがな) ₩ Ŕ (1 1 r $\overset{\circ}{\vee}$ 프 に改める。 に改める。 に改める。 に改める。

(本人署名の場合は押印省略可)

「(ふりがな) 校長氏名 「(ふりがな) 別記様式第十六号中「国」を削る。 別記様式第十五号中 別記様式第十三号中「圓」を削る。(外入郷名の鵜合は描円省器円) 別記様式第十号から別記様式第十二号までの規定中別記様式第八号及び別記様式第九号中「国」を削る。 別記様式第十七号、 主幹教諭等氏名 (ふりがな) H (本人署名の場合は押印省略可) 別記様式第十八号及び別記様式第二十一号から別記様式第二十七号までの規定中 \Box を を 「(ふりがな) 「(ふりがな) 氏 校長氏名 主幹教諭等氏名 (ふりがな) に改める。 に改める。 に改める。

第十一条 改正する。 木県埋蔵文化財センター 栃木県埋蔵文化財センター管理規則(平成三年栃木県教育委員会規則第二号) 管理規則の \mathcal{O} 一部を次のように

部改正)

別記様式中「呂」を削る。

栃

(栃木県教育委員会聴聞手続規則の一部改正)

第十二条 正する。 栃木県教育委員会聴聞手続規則 (平成六年栃木県教育委員会規則第十一号)の 一部を次のように改

次の表の 改正前 の欄に掲げる規定を同 表の改正後の 欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

一~三 略	者がこれに記名しなければ	第三項の報告書には、次に掲げる事項を記載し、	第十三条 法第二十四条第三項及び条例第二十四条	(聴聞結果報告書の記載事項等)	2 略	一~九 略	V.	しなければならな	第四号及び第六号に掲げる事項を除く。)を記載	における審理が行われなかった場合においては、	第一項の調書には、次に掲げる事項(聴聞の期日	第十二条 法第二十四条第一項及び条例第二十四条	(聴聞調書の記載事項等)	改 正 後
一〜三 略	者がこれに記名押印しなければならない	第三項の報告書には、次に掲げる事項を記載し、	第十三条 法第二十四条第三項及び条例第二十四条	(聴聞結果報告書の記載事項等)	2 略	一~九 略	ν· .	し、主宰者がこれに記名押印しなければならな	第四号及び第六号に掲げる事項を除く。)を記載	における審理が行われなかった場合においては、	第一項の調書には、次に掲げる事項(聴聞の期日	第十二条 法第二十四条第一項及び条例第二十四条	(聴聞調書の記載事項等)	改正前

一号から別記様式第五号までの規定 中 三

(栃木県情報公開条例施行規則等の一部改正)

第十三条 次に掲げる規則の規定中「鬥」を削る。

- (栃木県立学校の学校医、 栃木県個人情報保護条例施行規則(平成十三年栃木県教育委員会規則第七号)別記様式第二十六号栃木県情報公開条例施行規則(平成十二年栃木県教育委員会規則第三号)別記様式第十三号 学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部改正)
- 第十四条 県教育委員会規則第四号) 栃木県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則 の一部を次のように改正する。 (平成十四年栃木

この規則は、公布の日から施行する。 第十五条 栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成十七年栃木県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。 別記様式中「⊜」を削る。 別記様式第一号中「回」を削る。

(総務課)